

岩手県医療局管理規程第5号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 別表第1に掲げる職にある職員であって次の各号のいずれかに該当するものの平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額（医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程（平成19年岩手県医療局管理規程第9号）附則第2項及び第3項の規定により定められる額を含む。）から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本庁に置かれる職で別表第1の2種若しくは3種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の3種の区分の適用を受ける職員（<u>事務局長の職にあるものに限る。</u>） 100分の10</p> <p>(3) [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 別表第1に掲げる職にある職員であって次の各号のいずれかに該当するものの平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額（医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程（平成19年岩手県医療局管理規程第9号）附則第2項及び第3項の規定により定められる額を含む。）から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本庁に置かれる職で別表第1の2種若しくは3種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の3種の区分の適用を受ける職員（<u>統括副院長及び副院長の職にあるものを除く。</u>） 100分の10</p> <p>(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
本庁		次長 医師支援推進 室長	参事	総括課長 システム管理室長 医事企画指導監 薬事指導監 臨床検査指導監 看護指導監	医師支援推進監	担当課長 栄養指導監
病院	院長(中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石、二戸及び南光の院長の職に	院長 周産期医療センター長	統括副院長 副院長(職務の級4級の職にある者で医療局長が認めるものに限る。)	副院長(医療局長が認める者に限る。) 事務局長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及	事務局長(3種の欄及び4種の欄に掲げる者を除く。) 総看護師長(4種	薬剤科長(宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。)

ある者で医療局長が認めるものに限る。）		参事 事務局長（中央に限る。） 看護部長（職務の級7級の職にある者に限る。）	び二戸に限る。） 薬剤部長 診療放射線技師長（中央に限る。） 臨床検査技師長（中央に限る。） 看護部長（職務の級6級の職にある者に限る。） 総看護師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。） 事務局次長（中央に限る。）	の欄に掲げる者を除く。）	診療放射線技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。） 臨床検査技師長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、釜石及び二戸に限る。）
---------------------	--	--	--	--------------	---

備考 2種から5種までの欄に掲げる職のうち医療局長が特に認めるものにあつては、当該職を占める職員に対する給料の特別調整額をその区分より1種上位の区分を用いて得た額とすることができる。

改正前			改正後		
別表第2（第3条関係） 1 行政職給料表			別表第2（第3条関係） 1 行政職給料表		
職務の級	区分	給料の特別調整額	職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]			[略]		
7級	[略]		7級	[略]	
	5種	53,400円		5種	53,400円。ただし、 <u>遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸の事務局長にあつては、62,300円</u>
	[略]			[略]	
6級	[略]		6級	[略]	
	5種	50,500円。ただし、 <u>事務局長にあつては、58,900円</u>		5種	50,500円。ただし、 <u>遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸の事務局長にあつては、58,900円</u>
	[略]			[略]	
5級	5種	48,400円。ただし、 <u>事務局長にあつては、56,500円</u>	5級	5種	48,400円
	[略]			[略]	
4級	5種	44,900円。ただし、 <u>事務局長にあつては、52,400円</u>	4級	5種	44,900円
	[略]			[略]	

## 2・3 [略]

## 4 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	4 種	[略]
6 級	[略]	
	5 種	53,100 円。ただし、 <u>宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸</u> の総看護師長にあつては、62,000 円
5 級	5 種	48,100 円。ただし、 <u>宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸</u> の総看護師長にあつては、56,200 円

[略]

## 別表第 3 (第 3 条関係)

## 1 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
7 級	[略]	
	5 種	43,800 円
	[略]	
6 級	[略]	
	5 種	38,500 円。ただし、 <u>事務局長</u> にあつては、45,000 円
	[略]	
5 級	5 種	35,400 円。ただし、 <u>事務局長</u> にあつては、41,300 円
	[略]	

## 2・3 [略]

## 4 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	[略]
6 級	[略]	
	5 種	53,100 円。ただし、 <u>遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸</u> の総看護師長にあつては、62,000 円
5 級	5 種	48,100 円

[略]

## 別表第 3 (第 3 条関係)

## 1 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
7 級	[略]	
	5 種	43,800 円。ただし、 <u>遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸</u> の <u>事務局長</u> にあつては、51,000 円
	[略]	
6 級	[略]	
	5 種	38,500 円。ただし、 <u>遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸</u> の <u>事務局長</u> にあつては、45,000 円
	[略]	
5 級	5 種	35,400 円
	[略]	

4級	5種	33,500円。ただし、事務局 長にあつては、39,100円
	[略]	

2 [略]

3 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7級		
	4種	[略]
6級	[略]	
	5種	39,900円。ただし、 <u>宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸</u> の総看護師長にあつては、46,600円
5級	5種	35,300円。ただし、 <u>宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大槌、軽米及び一戸</u> の総看護師長にあつては、41,200円

[略]

4級	5種	33,500円
	[略]	

2 [略]

3 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7級	<u>3種</u>	<u>68,300円</u>
	4種	[略]
6級	[略]	
	5種	39,900円。ただし、 <u>遠野、南光、江刺、千厩、大槌、軽米及び一戸</u> の総看護師長にあつては、46,600円
5級	5種	35,300円

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。